



令和7年（行コ）第88号

控訴人 [redacted] 外10名

被控訴人 千代田区長 外1名

控訴状訂正申立書

令和7年4月24日

東京高等裁判所第22民事部ニ係 御 中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 大 城 聡

同 福 田 隆 行

同 熊 澤 美 帆

同 久 道 瑛 未



控訴状について、以下のとおり訂正する。

第1 「控訴の趣旨」

原判決を取り消す。

被控訴人らの請求を棄却する。

訴訟費用は一、二審とも被控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

とあるのを

1 原判決を取り消す。

2 (1) 被控訴人区長は、樋口高顕に対し、1億円及びこれに
対する令和3年11月22日から支払済みまで年3分

の割合による金員を請求せよ。

(2) 被控訴人課長は、千代田区が令和3年10月14日付けで大林道路株式会社との間で締結した「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)」に関する工事請負契約の残代金2億7816万6140円を同社に支払ってはならない。

(3) 被控訴人課長が大林道路株式会社に対して「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)」の一時中止の通知をすることを怠ることが違法であることを確認する。

3 訴訟費用は一、二審とも被控訴人らの負担とする。

との判決を求める。

と訂正する。

第2 「別紙当事者目録」

[Redacted]

とあるのを

[Redacted]

と訂正する。

以上